

添付図書一覧表

- 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請
- 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請
- 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請

申請に必要な図書	申請者チェック欄	
		他の建築物
共通図書		
設計内容説明書		
付近見取図		
配置図		
仕様書（仕上げ表を含む。）		
各階平面図		
床面積求積図		
用途別床面積表		
立面図		
断面図又は矩計図		
各部詳細図		
各種計算書		
その他確認に必要な書類（ ）		
設備機器関係（非住宅）		
機器表		
仕様書		
系統図		
各階平面図		
制御図		
設備機器関係（住宅）（住宅部分が含まれる場合）		
機器表		
所管行政庁が必要と認める図書		
添付図書一覧表（本紙）		
申請手数料算定表（様式2）		
性能向上計画認定通知書の写し及び申請書の写し （基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合）		
法施行の際（H28/4/1）現に存することを確認できる書類の写し		
【平成28年4月1日以降に新築された建築物の増改築で、増改築前の建築物の非住宅部分に係る図書に記載されたBEIを増改築後の建築物における増改築前に存する部分の非住宅部分のBEIに設定する場合】		
増改築前の建築物が平成28年4月1日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し		
既存の非住宅部分に係る（変更）適合性判定の申請の副本及び適合性判定通知書又はそれらの写し		
既存の非住宅部分に係る（変更）届出若しくは（変更）通知の副本又はその写し（いずれも受理印の押印又は受理した旨（受付番号等を含む。）の記載のあるものに限る。）		
既存の非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し		
既存の非住宅部分に係る性能基準適合認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し		
既存の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し		
既存の非住宅部分に係るBELS評価書及び当該評価の申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写し		
【平成28年4月1日以降に新築された建築物の増改築で、増改築後の建築物における増改築前に存する部分の非住宅部分のBEIを1.1に設定する場合】		
増改築前の建築物が平成28年4月1日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し		
【変更時・軽微変更該当証明申請時】		
変更床面積算定表（変更様式1）		
変更床面積算定表 別紙（変更様式2）		
変更床面積算定に係る求積図（算定表の区分ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの）		
変更床面積算定に係る求積表		
委任状 <注1>		

- ・申請窓口は、兵庫県まちづくり部建築指導課です。
- ・「他の建築物」とは、性能向上計画認定を受けた計画に記載された他の建築物です。

<注1> 委任状について

申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限り必要です。

<注2> 申請図書の必要部数

申請に必要な部数は、正本1部、副本2部です。

また、変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明交付申請の場合は、変更内容が分かる図書を添付し、直前の適合判定通知書及び副本（変更に係る部分に限る。）を添えて提出してください。

申請手数料算定表

- 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料
- 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料
- 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料

申請手数料

非住宅部分の床面積の合計	モデル建物法 (工場等のみの場合 ^{※1})	その他の場合 (工場等のみの場合 ^{※1})	性能向上計画認定の 他の建築物
～ 300 m ² 未満 ^{※2}	93,000 (22,000)	238,000 (26,000)	12,000
300 m ² ～ 1,000 m ² 未満	119,000 (32,000)	300,000 (37,000)	22,000
1,000 m ² ～ 2,000 m ² 未満	158,000 (46,000)	388,000 (51,000)	35,000
2,000 m ² ～ 5,000 m ² 未満	264,000 (118,000)	563,000 (125,000)	103,000
5,000 m ² ～ 10,000 m ² 未満	339,000 (168,000)	689,000 (175,000)	151,000
10,000 m ² ～ 25,000 m ² 未満	415,000 (216,000)	823,000 (224,000)	198,000
25,000 m ² ～ 50,000 m ² 未満	482,000 (260,000)	935,000 (270,000)	239,000
50,000 m ² ～	644,000 (379,000)	1,187,000 (390,000)	352,000

※1 工場等のみの場合とは、特定建築物（法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。）の非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。）の全部を工場、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、危険物の貯蔵場又は処理場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものの用途に供する建築物の場合をいう。

※2 300m²未満の区分は、変更適合性判定申請及び軽微変更該当証明書交付申請の場合にのみに適用される。

床面積 ^{※1} の合計			金額
非住宅部分	モデル建物法 ^{※2} （工場等のみの場合）	m ² （ m ² ）	円
	その他の場合（工場等のみの場合）	m ² （ m ² ）	円
	性能向上計画認定の他の建築物 ^{※3}	m ²	円

※1 床面積は、次により算定する。

- 非住宅部分の床面積を算定する。変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合は、変更に係る非住宅部分の床面積を算定する。
- 増改築の場合、既存部分における非住宅部分の床面積を含む。
- 令第4条に規定する常時外気に開放された部分を含む。

※2 モデル建物法とは、基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準を評価する方法をいう。

※3 性能向上計画の他の建築物の手数料は、適合性判定申請、変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明書交付申請に係る評価の方法が性能向上計画における評価の方法に相当する場合（例えば、共に標準入力法による場合）に適用する。

添付図書一覧表

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段、第20条第2項前段、法附則第3条第2項前段、同条第8項前段の規定による届出・通知
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項後段、第20条第2項後段、法附則第3条第2項後段、同条第8項後段の規定による届出・通知（変更）

届出・通知に必要な図書		届出者・通知者チェック欄	
共通図書	付近見取図		
	配置図		
	仕様書（仕上げ表を含む。）		
	各階平面図		
	床面積求積図		
	用途別床面積表		
	立面図		
	断面図又は矩計図		
	各部詳細図		
	各種計算書		
	非住宅部分 （設備機器関係）	機器表（昇降機にあつては、仕様書）	
		系統図	
		各階平面図	
		制御図	
住宅部分 （設備機器関係）	機器表		
その他の書類（ ）			
所管行政庁が必要と認める図書	添付図書一覧表（本紙）		
	部分的な基準適合書面	非住宅部分	登録性能判定等機関が作成した基準一次エネルギー消費基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面の写し
		住宅部分	登録性能判定等機関が作成した外皮基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面の写し
	平成28年4月1日以降に新築された建築物の増改築で、増改築前の建築物の非住宅部分に係る図書に記載されたBEIを増改築後の建築物における増改築前に存する部分の非住宅部分のBEIに設定する場合	登録性能判定等機関が作成した基準一次エネルギー消費基準に適合する旨の評価の結果を記載した書面の写し	
		増改築前の建築物が平成28年4月1日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し	
		既存の非住宅部分に係る（変更）適合性判定の申請の副本及び適合判定通知書又はそれらの写し	
		既存の非住宅部分に係る（変更）届出若しくは（変更）通知の副本又はその写し（いずれも受理印の押印又は受理した旨（受付番号等を含む。）の記載のあるものに限る。）	
		既存の非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（変更）認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し	
		既存の非住宅部分に係る性能基準適合認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し	
		既存の非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請の副本及び認定通知書又はそれらの写し	
既存の非住宅部分に係るBELS評価書及び当該評価の申請図書（非住宅部分の全てを評価しているものに限る。）又はそれらの写し			
（平成28年4月1日以降に新築された建築物の増改築で、増改築後の建築物における増改築前に存する部分の非住宅部分のBEIを1.1に設定する場合）増改築前の建築物が平成28年4月1日以降に新築されたことを確認できる書類又はその写し			
（基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合）法施行の際（平成28年4月1日）現に存することを確認できる書類の写し			
（特定増改築時：法附則第3条の適用を受ける場合）法施行の際（平成29年4月1日）現に存することを確認できる書類の写し			
委任状 <注1>			

・届出・通知窓口は、当該建築物の所在地を所管する県民局(県民センター)まちづくり建築課です。

<注1> 委任状について

届出者・通知者から委任を受けた者が届出・通知を行う場合に限り必要です。

<注2> 提出図書の必要部数

届出・通知に必要な部数は、正本1部、副本1部です。

また、変更の場合は添付図書のうち、変更に係る図書を添付してください。

なお、添付図書は、CD（書き換え不能なもの）での提出も可能です。（ファイル形式はPDFとします。）

添付図書一覧表

- 建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請
- 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請
- 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請

申請に必要な図書		申請者チェック欄			
		適合証等あり		その他	
認定の種別		向上	基準	向上	基準
共通図書					
設計内容説明書					
付近見取図					
配置図					
仕様書(仕上げ表を含む。)					
各階平面図					
床面積求積図					
用途別床面積表					
立面図					
断面図又は矩計図					
各部詳細図					
各種計算書					
その他確認に必要な書類() <注1>					
性能向上計画認定において法第34条第3項各号に掲げる事項(他の建築物)が記載されている場合					
他の建築物に関する添付図書一覧表(本紙)					
申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置状況を記載した図面					
申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給することに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面					
設備機器関係(住宅)(住宅部分が含まれる場合)					
機器表					
設備機器関係(非住宅)					
機器表					
仕様書					
系統図					
各階平面図					
制御図					
所管行政庁が必要と認める図書					
適合証等(いずれか)	登録性能判定等機関が交付した適合証				
	品確法に規定する設計住宅性能評価書(断熱等級5、等級6又は等級7*及び一次エネ等級6**に適合する場合に限る。)の写し ※基準省令の施行の際(R4/10/1)現に存する建築物は断熱等級4及び一次エネ等級4(設計一次エネが基準一次エネを下回る場合に限る。)又は等級5も可(増改築等をする部分は除く。)				
	法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び検査済証の写し				
	性能向上計画認定通知書の写し及び検査済証の写し				
	低炭素法第54条に基づく認定通知書の写し及び検査済証の写し				
	品確法に規定する建設住宅性能評価書(断熱等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネ等級4、等級5又は等級6**に適合する場合に限る。)の写し ※法の施行の際現に存する建築物は等級3も可				
	添付図書一覧表(本紙)				
	申請手数料算定表(様式5)				
	(基準省令附則第3項又は第4項の適用を受ける場合) 基準省令の施行の際(R4/10/1)現に存することを確認できる書類の写し				
	(基準省令附則第3条又は第4条の適用を受ける場合) 法施行の際(H28/4/1)現に存することを確認できる書類の写し				
変更時・軽微変更該当証明書交付申請時					
変更床面積算定表(変更様式1)					
変更床面積算定表 別紙(変更様式2)					
変更床面積算定に係る求積図(算定表の区分ごとに変更部分及び変更項目を明示したもの)					
変更床面積算定に係る求積表					
法第35条第2項に基づく建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合					
建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書					
(構造)適合判定通知書(構造計算適合性判定が必要な場合)					
委任状 <注2>					

- ・性能向上計画認定に法第34条3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、1の建築物ごとに図書を作成してください。
- ・申請窓口は、兵庫県まちづくり部建築指導課です。

<注1> その他確認に必要な書類について

適合証等ありの場合、各種計算書の提出は不要ですが、認定申請書第三面の記載内容について確認するため、国立研究開発法人建築研究所が公表している「エネルギー消費性能計算プログラム」の一次エネルギー消費量計算結果等の提出が必要です。

<注2> 委任状について

申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限り必要です。

<注3> 申請図書の必要部数

認定申請に必要な部数は正本1部、副本1部（適合証等を添付しない場合は2部）です。

また、変更認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合は、変更内容が分かる図書を添付し、直前の認定通知書及び副本（変更に係る部分に限る。適合証等を添付しない場合は2部。）を添えて提出してください。

申請手数料算定表

- 建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請
- 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請
- 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請

申請手数料

区分		住宅部分			非住宅部分			
		①	②	③	④	⑤	⑥	
		適合証等あり	適合証等なし		適合証等あり	適合証等なし		
仕様基準等*1	その他の場合		モデル建物法*2	その他の場合				
A	戸建	～ 200 m ² 未満	6,900	20,000	37,000	—	—	—
		200 m ² ～	7,400	22,000	42,000	—	—	—
B		～ 300 m ² 未満	12,000	37,000	74,000	12,000	93,000	238,000
		300 m ² ～ 1,000 m ² 未満	28,000	66,000	126,000	22,000	119,000	300,000
		1,000 m ² ～ 2,000 m ² 未満				35,000	158,000	388,000
		2,000 m ² ～ 5,000 m ² 未満	66,000	126,000	222,000	103,000	264,000	563,000
		5,000 m ² ～ 10,000 m ² 未満	103,000	181,000	310,000	151,000	339,000	689,000
		10,000 m ² ～ 25,000 m ² 未満	165,000	328,000	604,000	198,000	415,000	823,000
		25,000 m ² ～ 50,000 m ² 未満	234,000	533,000	1,045,000	239,000	482,000	935,000
	50,000 m ² ～	368,000	940,000	1,923,000	352,000	644,000	1,187,000	

【一戸建ての住宅の場合】

		床面積*3の合計	表適用欄	金額	備考
適合証等あり		m ²	①-A	円	
等適合なし証	仕様基準等	m ²	②-A	円	
	その他の場合	m ²	③-A	円	

【一戸建ての住宅以外の住宅（共同住宅等）の場合】

		床面積*3の合計			表適用欄	金額	備考
		ア延べ面積	イ除外面積(共用部分等)	ア-イ			
適合証等あり		m ²	m ²	m ²	①-B	円	
等適合なし証	仕様基準等	m ²	m ²	m ²	②-B	円	
	その他の場合	m ²	m ²	m ²	③-B	円	

【住宅建築物以外（非住宅建築物・複合建築物）の場合*4】

		床面積*3の合計			表適用欄	金額	備考	
		ア延べ面積	イ除外面積(共用部分等)	ア-イ				
住宅部分	適合証等あり	m ²	m ²	m ²	①-B	円		
	等適合なし証	仕様基準等	m ²	m ²	m ²	②-B	円	
		その他の場合	m ²	m ²	m ²	③-B	円	
非住宅部分	適合証等あり			m ²	④-B	円		
	等適合なし証	モデル建物法		m ²	⑤-B	円		
		その他の場合		m ²	m ²	⑥-B	円	
計		m ²	m ²	m ²		円		

【建築基準関係規定に係る審査の申出等の有無*5】

建築基準関係規定に係る審査の申出	有・無		
------------------	-----	--	--

- ※1 仕様基準等とは、性能向上計画（変更）認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請にあつては建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、性能基準適合認定申請にあつては基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準をいう。
- ※2 モデル建物法とは、性能向上計画（変更）認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請にあつては基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準、性能基準適合認定申請にあつては基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準を評価する方法をいう。
- ※3 床面積は、申請に係る部分の床面積を算定する。変更認定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合、変更に係る部分の床面積を算定する。共同住宅等において共用部分の一次エネルギー消費量を評価しない場合、共用部分は床面積の合計には含めない。
- ※4 複合建築物の場合は、住宅部分と非住宅部分の手数料額を合算する。
- ※5 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、それに係る手数料額を加算する。
- ※6 性能向上計画認定に法第34条3項各号に掲げる事項が記載されている場合は、1の建築物ごとに手数料額を算出した額を加算する。

(第一面)

性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
電話 () -
電子メール

設計者氏名
電話 () -
電子メール

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条（同規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定

【適合判定通知書番号】 第 号
【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書交付者】
【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

(第一面)

性能向上計画軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
電話 () —
電子メール

設計者氏名
電話 () —
電子メール

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第26条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

直前の建築物エネルギー消費性能向上計画認定

【認定書番号】 第 号
【認定書交付年月日】 年 月 日
【認定書交付者】
【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	

(注意) 第二面から第六面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

建 指 第 号
年 月 日

〇〇県民局（〇〇県民センター） 〇〇土木事務所
建築主事 様

まちづくり部建築指導課長

建築基準関係規定の審査の申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の通知について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）【第36条第2項において準用する法】第35条第2項の規定に基づき、（法第36条第1項）法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の【変更の】認定の申請をする者から、所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出がありましたので、【法第36条第2項において準用する】法第35条第3項の規定により、下記の当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を通知します。

記

- 1 申請者氏名
- 2 受付年月日
- 3 受付番号
- 4 地名地番
- 5 延べ面積 m^2
- 6 建築物の用途 一戸建ての住宅 共同住宅等
非住宅建築物 複合建築物

【参考】

法第35条

- 4 建築基準法第18条第3項及び第14項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項の規定により準用する
建築基準法第18条第3項の規定による

確認済証

第 号
年 月 日

兵庫県知事 様

建築主事

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第3項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定（法第11条第2項の規定によりみなされる同条第1項の規定を除く。）に適合していることを証明する。

記

- 1 通知年月日 年 月 日付け 第 号
- 2 建築場所又は設置場所
- 3 建築物若しくは建築設備又はその部分の概要
 - 【1 主要用途】
 - 【2 工事種別】 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替
 - 【3 延べ面積】

申請部分：	m ²
申請以外の部分：	m ²
合計：	m ²
 - 【4 申請棟数】 棟
 - 【5 主たる建築物の構造】
 - 【6 主たる建築物の階数】

地階を除く階数(地上階数)	階
地階の階数	階
 - 【7 天空率の適用】 有 無

<input type="checkbox"/> 道路高さ制限	<input type="checkbox"/> 隣地高さ制限	<input type="checkbox"/> 北側高さ制限
---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------
- 4 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号
- 5 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日
- 6 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項の規定により準用する
建築基準法第18条第14項の規定による

適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

兵庫県知事 様

建築主事

別添の申請書及び添付図書に記載の下記の建築物エネルギー消費性能向上計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定（法第11条第2項の規定によりみなされる同条第1項の規定を除く。）に適合しないことを認めましたので、通知します。

記

1 通知年月日 年 月 日付け 第 号

2 建築場所又は設置場所

(理由)

(備考)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第4項の規定により準用する
建築基準法第18条第14項の規定による

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

兵庫県知事 様

建築主事

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定（法第11条第2項の規定によりみなされる同条第1項の規定を除く。）に適合するかどうかを決定することができないので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項（同法第87条第1項又は第87条の4において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

1 通知年月日 年 月 日付け 第 号

2 建築場所又は設置場所

(理由)

(備考)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書又はその添付図書の
補正又は追加説明書の提出を求める通知書

年 月 日

兵庫県知事 様

建築主事

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請は、申請書若しくはその添付図書に不備があり、又は申請書若しくはその添付図書の記載事項に不明確な点があります。

このため、平成19年国土交通省告示第835号第一第5項第3号の規定に準じて、下記の事項の申請書若しくはその添付図書の補正又は追加説明書の提出を求めます。

記

1 申請年月日 年 月 日 第 号

2 建築場所又は設置場所

(申請書若しくはその添付図書の補正又はそれらの追加説明を求める事項)

(備考)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書又はその添付図書の
補正又は追加説明書の提出を求める通知書

年 月 日

申請者氏名 様

兵庫県まちづくり部建築指導課長

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請は、申請書若しくはその添付図書に不備があり、又は申請書若しくはその添付図書の記載事項に不明確な点があります。

このため、下記の事項の申請書若しくはその添付図書の補正又は追加説明書の提出を求めます。

記

1 申請年月日 年 月 日 第 号

2 建築場所又は設置場所

(申請書若しくはその添付図書の補正又はそれらの追加説明を求める事項)

(備考)

・ 申請書若しくはその添付図書を補正し、又は追加説明書を提出する期限は、 年 月 月です。

・

様式18

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

申請者氏名 様

兵庫県知事

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同施行規則第3条（同施行規則第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物の概要

様式19

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

申請者氏名 様

兵庫県知事

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第26条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物又はその部分の概要

認定しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

兵庫県知事

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第34条【第36条】第1項の規定に基づく下記の認定の申請については、下記の理由により認定しないこととしたので、通知します。

記

- 1 受付番号 第 号
- 2 受付年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認定しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

兵庫県知事

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第41条第1項の規定に基づく下記の認定の申請については、下記の理由により認定しないこととしたので、通知します。

記

- 1 受付番号 第 号
- 2 受付年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

建築物エネルギー消費性能基準への
適合に関する事項に関する報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
代表者の氏名
電話 () -
電子メール

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第17条の規定により報告を求められた、下記の特定期間内の建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、報告します。

記

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 判定年月日 年 月 日
- 3 特定建築物の位置
- 4 特定建築物の所有者氏名等
- 5 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項

名義変更届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

譲渡人の住所又は
主たる事務所の所在地
譲渡人の氏名又は名称
代表者の氏名
電話 () -
電子メール

譲受人の住所又は
主たる事務所の所在地
譲受人の氏名又は名称
代表者の氏名
電話 () -
電子メール

下記の建築物の名義を変更したので、届け出ます。

記

- 1 認定の種別
 - 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (変更の認定)
 - 建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の認定

2 認定番号 第 号

3 認定年月日 年 月 日

4 建築物の位置

5 変更後の建築主等

【所有者の氏名又は名称】

【管理者の氏名又は名称】

【占有者の氏名又は名称】

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 譲渡人又は譲受人が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 この届出書には、認定通知書、認定申請書の副本及びその添付図書等を添えてください。

※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	

建築主等変更届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
電話 () -
電子メール

下記の事項に変更がありましたので、この変更事項を届け出ます。

適判	適合判定通知書交付年月日・適合判定通知書番号	年 月 日・第 号	
	軽微変更該当証明書交付年月日・軽微変更該当証明書番号	年 月 日・第 号	
認定	建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書交付年月日・認定番号	年 月 日・第 号	
	軽微変更該当証明書交付年月日・軽微変更該当証明書番号	年 月 日・第 号	
建築物の位置 (地名地番)			
		変更後	変更前
1 建築主	フリガナ 氏名		
	住 所	〒	〒
	電話番号		
2 代理者	資格	() 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号
	フリガナ 氏名		
	建築士 事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
	所在地	〒	〒
	電話番号		
3 設計者	資格	() 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号
	フリガナ 氏名		
	建築士 事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
	所在地	〒	〒
	電話番号		

(注意) 未記入欄には斜線を引いてください。

基準適合命令書

第 号
年 月 日

様

兵庫県知事

下記の特定建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定に違反していると認められますので、同法第14条第1項の規定により、違反を是正するために必要な下記の措置を命じます。

記

- 1 適合判定通知書番号 第 号
- 2 判定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 建築主の氏名等
- 5 命ずる措置
- 6 措置の期限

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指示書

第 年 月 日

様

兵庫県知事

下記の建築物について、エネルギー消費性能の確保のため必要があると認めますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第16条第1項【第19条第2項】【附則第3条第3項】の規定に基づき、計画の変更その他必要な下記の措置をとることを指示します。

記

- 1 受付番号 第 号
- 2 受付年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 建築主の氏名等
- 5 指示する措置
- 6 措置の期限

措置命令書

第 号
年 月 日

様

兵庫県知事

下記の建築物について、 年 月 日付け第 号により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第16条第1項【第19条第2項】【附則第3条第3項】の規定に基づき、計画の変更その他必要な措置をとることを指示したところですが、この措置がとられていないため、同法【第16条第2項】【第19条第3項】【附則第3条第4項】の規定により、指示に係る下記の措置を命じます。

記

- 1 受付番号 第 号
- 2 受付年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 建築主の氏名等
- 5 命ずる措置
- 6 措置の期限

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改善命令書

第 号
年 月 日

様

兵庫県知事

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、下記の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。）に従って行われていないと認めますので、同法第38条の規定により、改善に必要な下記の措置を命じます。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名等
- 5 命ずる措置
- 6 措置の期限

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県知事

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。）について、あなたは、同法第38条の規定に基づく 年 月 日付け第 号による命令に違反しましたので、同法第39条の規定により、この認定を取り消し、これを通知します。

これにより、この認定はその効力を失います。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名等
- 5 理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

兵庫県知事

下記の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第41条第2項の認定を受けた建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認めますので、同法第42条の規定により、この認定を取り消し、これを通知します。

これにより、この認定はその効力を失います。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の位置
- 4 所有者の氏名等
- 5 理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

決 裁 欄	<h1 style="margin: 0;">証 明 願</h1> <p style="margin: 10px 0;">兵庫県知事 様</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代 表 者 の 氏 名 電 話 () - 電子メール</p> <p style="margin: 10px 0;">建築物エネルギー消費性能確保計画について、 下記の記載内容は相違ないことを証明願います。</p>	
証 明 建 築 物 の 概 要	建 築 主	
	地 名 地 番	
	敷 地 面 積	平方メートル
	建 築 面 積	平方メートル
	延 べ 面 積	平方メートル
	用 途	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
	階 数	地上 階 地下 階
	構 造	造 一 部 造
	基準省令附則第3条又は 第4条の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 竣工年月日 年 月 日 竣工
	備 考	
証 明 事 項	適合判定通知書	第 号 年 月 日
	変更判定通知書	第 号 年 月 日
	軽微変更該当証明書	第 号 年 月 日
	備 考	
<p>上記事項は台帳原本と照合の結果相違ないことを証明する。</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">兵庫県知事</p>		
証明理由	収入証紙 (消印しない事)	

証 明 願

兵庫県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 () -
電子メール

建築物エネルギー消費性能確保計画について、
下記の記載内容は相違ないことを証明願います。

証明建築物の概要	建 築 主	
	地 名 地 番	
	敷 地 面 積	平方メートル
	建 築 面 積	平方メートル
	延 べ 面 積	平方メートル
	用 途	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
	階 数	地上 階 地下 階
	構 造	造 一 部 造
	基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 竣工年月日 年 月 日 竣工
	備 考	
証明事項	適合判定通知書	第 号 年 月 日
	変更判定通知書	第 号 年 月 日
	軽微変更該当証明書	第 号 年 月 日
	備 考	

上記事項は台帳原本と照合の結果相違ないことを証明する。

年 月 日

兵庫県知事

(参考様式)

委任状

●● ●●は以下の代理人に、下記の権限を委任します。

【代理人】

所在地 _____
名称 _____
氏名 _____
連絡先の電話番号 () _____
連絡先のFAX番号 () _____
連絡先の電子メール _____

記

建築物等の名称 _____

敷地の地名地番 _____

手続の内容 (右に掲げる手続に係る図書の提出・説明・修正・受領の全て)	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物のエネルギー消費性能適合性判定の申請<input type="checkbox"/>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物のエネルギー消費性能適合性判定の申請<input type="checkbox"/>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請<input type="checkbox"/>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段、同条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段、第20条第2項前段又は法附則第3条第2項前段、同条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段、同条第8項前段の規定による届出・通知<input type="checkbox"/>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項後段、同条第4項において読み替えて適用する同条第1項後段、第20条第2項後段又は法附則第3条第2項後段、同条第5項において読み替えて適用する同条第2項後段、同条第8項後段の規定による届出・通知<input type="checkbox"/>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請<input type="checkbox"/>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請<input type="checkbox"/>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請<input type="checkbox"/>建築物のエネルギー消費性能の向上に係る法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請
--	--

